

1

山田炭鐵株式會社山田炭坑労働争議

一、名 稱 山田炭鐵株式會社山田炭坑

二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡山田町下山田

三、事業の種類 石炭採掘

四、事業主 社長 島 本 徳 三 郎

資 本 金 五拾萬圓（日本産業系）

五、従業員數 九五〇名（内女一二九名）

六、争議参加人員 一三名

七、同發生年月日 昭和九年六月二十七日

八、同解決年月日 同 六月二十八日

九、同發生原因

本炭坑は野上鐵業所の經營であつたが本年一月より日本産業系の炭山として山田炭鐵株式會社の經營するところとなつた

のであるが、日本《石炭坑夫組合の策動に依り豫ねて一部坑夫中労働條件の改善要求をなさんとせる際、六月二十三日婦女子の入坑禁止延期中の期限満了に因る女坑夫四十三名が解雇せられたので、待遇條件を改善せざる儘で女坑夫を解雇するは生活の困窮を一層甚しくするものなりとて、坑夫中主謀者十三名は日本石炭坑夫組合指導の下に六月二十七日罷業に入り、山田町下山田字中山田に一軒の空家を借入れ之を争議團事務所にて、争議対策を協議の結果次の款願書を作成し、翌二十八日午後一時争議團代表等炭坑當局を訪問して之に對する回答を求めたのである。

十、款願書提出並に經過

款 願 書

1、賃金三割値上され度